

第 1 1 回宮島口まちづくり推進協議会

日 時：令和 8 年 1 月 3 0 日(金) 14：30～

場 所：廿日市市商工保健会館（交流プラザ）

1 階 多目的ホール

1 開 会

2 議 題

(1) 会則の変更について [資料 1]

3 報 告

(1) 宮島口地区整備事業の進捗状況について [資料 2]

(2) 第 2 期宮島口地区まちづくり整備計画の策定に向けて [資料 3]

(3) J R 宮島口駅周辺整備基本構想策定について [資料 4] [資料 5]

4 閉 会

宮島口まちづくり推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「宮島口まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、廿日市市がとりまとめた「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」(以下「グランドデザイン」と呼ぶ)を実現するための調整及び検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、廿日市市が設置する。

- 2 協議会は、別紙1に掲げる者を会員とする。
- 3 協議会は、協議会の担当する事務を専門的に検討させるため、幹事会・地元部会を設けるものとする。
- 4 協議会は、「グランドデザイン」に基づく、その他必要な事項を検討させるため、作業部会を設けるものとする。

(会長)

第4条 協議会には会長1名を置き、会長は、廿日市市長とする。

- 2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 協議会には副会長1名を置き、副会長は、廿日市市副市長とする。

- 2 副会長は、会長に事故等やむを得ない理由があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理のものの出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 協議会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会・地元部会)

第7条 幹事会は、別紙2に掲げる者によって構成するものとする。

2 地元部会は、別紙3に掲げる者によって構成するものとする。

3 幹事会には会長を置き、会長は、廿日市市建設部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 作業部会は、本会則とは別に会則を設けることとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。

2 協議会での資料等の作成に当たっては、必要に応じて別紙3に掲げるオブザーバーに対して意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この会則に定めるほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から施行する。

この会則は、平成26年10月15日から施行する。

この会則は、平成27年11月20日から施行する。

この会則は、平成28年2月8日から施行する。

この会則は、平成28年3月29日から施行する。

この会則は、平成28年11月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月3日から施行する。

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

この会則は、令和元年11月3日から施行する。

この会則は、令和4年10月7日から施行する。

この会則は、令和7年1月31日から施行する。

この会則は、令和8年 月 日から施行する。

【協議会会員】

所 属 名	役職名
事業者	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部広島支社	理事副本部長 広島支社長
J R 西日本宮島フェリー株式会社	代表取締役社長
広島電鉄株式会社	代表取締役社長
宮島松大汽船株式会社	代表取締役社長
広電建設株式会社	代表取締役社長
宮島ボートレース企業団	企業長補佐
地元関係者	
一般社団法人はつかいち観光協会	会 長
一般社団法人宮島観光協会	会 長
宮島口商店会	会 長
大野町商工会	会 長
大野第 1 区	区 長
大野第 2 区	区 長
大野町漁業協同組合	組 合 長
大野漁業協同組合	組 合 長
浜毛保漁業協同組合	組 合 長
行政機関	
国土交通省 中国地方整備局 建政部	都市調整官
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所	所 長
広島県 土木建築局	土木整備担当部長
広島県 土木建築局	空港港湾担当部長
広島県 土木建築局	建築技術担当部長
広島県 西部建設事務所廿日市支所	支 所 長
広島県 廿日市警察署	署 長
廿日市市	市 長
廿日市市	副 市 長

総数 24 名

【幹事会会員】

所 属 名	役職名
事業者	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 広島支社 経営企画部（P J 推進室）	課 長
J R 西日本宮島フェリー株式会社	総合企画部長
広島電鉄株式会社 地域共創本部 地域共創事業部	部 長
宮島松大汽船株式会社	専務取締役
広電建設株式会社 etto 管理事務所	部 長
宮島ボートレース企業団	次 長
行政機関	
国土交通省 中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課 長
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 計画課	課 長
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 交通対策課	課 長
広島県 土木建築局 道路企画課	課 長
広島県 土木建築局 都市計画課	課 長
広島県 土木建築局 営繕課	課 長
広島県 土木建築局 港湾漁港整備課	課 長
広島県 西部建設事務所廿日市支所 管理用地課	課 長
広島県 西部建設事務所廿日市支所 工務課	課 長
広島県 廿日市警察署 交通課	課 長
廿日市市 建設部	部 長
廿日市市 建設部	都市建築担当部長
廿日市市 総務部 総務課	課 長
廿日市市 経営企画部 経営政策課	課 長
廿日市市 地域振興部 地域振興課	課 長
廿日市市 大野支所	地域づくり担当課長
廿日市市 宮島支所	地域づくり担当課長
廿日市市 産業部 産業振興課	課 長
廿日市市 産業部 観光課	課 長
廿日市市 産業部 農林水産課	課 長
廿日市市 教育部 生涯学習課	課 長
廿日市市 建設部 都市計画課	課 長
廿日市市 建設部 維持管理課	課 長
廿日市市 建設部 建設総務課	課 長
廿日市市 建設部 宮島口みなとまちづくり推進課	課 長

総数 31 名

【地元部会員】

地元関係者	
一般社団法人はつかいち観光協会	会 長
一般社団法人宮島観光協会	会 長
宮島口商店会	会 長
大野町商工会	会 長
大野第1区	区 長
大野第2区	区 長
大野町漁業協同組合	組 合 長
大野漁業協同組合	組 合 長
浜毛保漁業協同組合	組 合 長

総数9名

【オブザーバー】

所 属 ・ 職 名	氏 名
大阪公立大学観光産業戦略研究所所長	橋 爪 紳 也
広島工業大学工学部環境土木工学科准教授	今 川 朱 美
広島修道大学国際コミュニティ学部教授	三 浦 浩 之

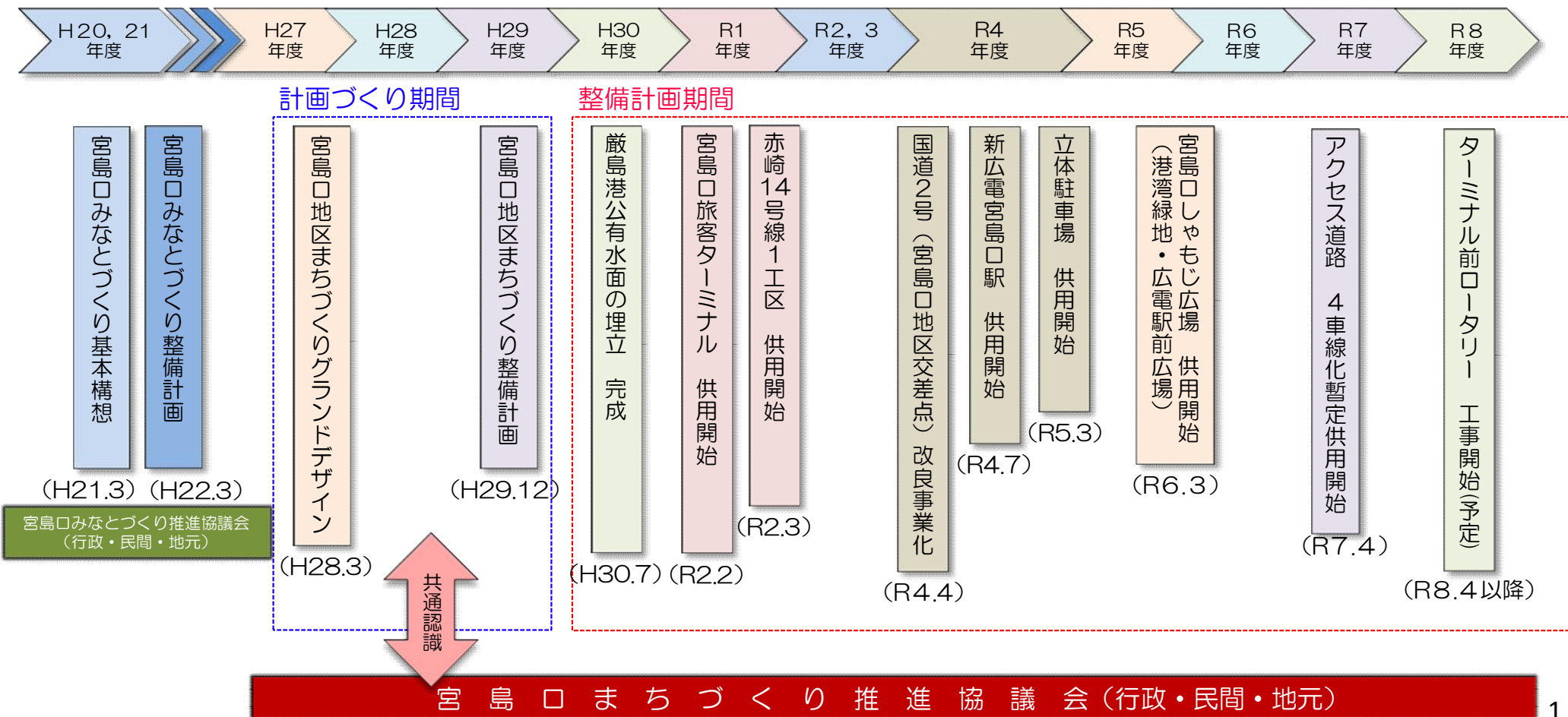
総数3名

宮島口地区整備事業の進捗状況について



1. これまでの経緯

宮島口地区整備事業は、宮島口地区のまちの将来像についての基本的な方針を示す「**宮島口地区まちづくりグランドデザイン**」(平成28年3月策定)により4つの施策の柱を設定しており、その実現に向けて具体的なプログラムをとりまとめた「**宮島口地区まちづくり整備計画**」(平成29年12月策定)に基づき、まちづくりを進めている。



2. 宮島口地区整備事業の整備方針

◇宮島口地区まちづくりグランドデザイン(平成28年3月策定)

<基本理念> 「世界遺産・宮島(厳島神社)」の玄関口～宮島口を魅力ある未来と世界へつなぐ～
<まちづくりの方針> 世界遺産・宮島との繋がりを意識した
 観光交流拠点としての地区の快適性と賑わいの両立

施策の柱

<p>I 交通円滑化</p>	<p>整備方針 宮島観光交通と通過交通の円滑な処理と快適な歩行者空間の形成</p> <p>観光交流拠点としての地区の快適性向上のために、地区に集中する観光を目的とした交通車両と、国道2号などを通過する交通車両について、円滑な処理・誘導を行うとともに、交通抑制も実施しつつ快適な歩行者空間を確保するなど、歩行者優先のまちづくりを行います。</p>
<p>II 生活環境向上</p>	<p>整備方針 観光振興と共存した地区内の快適性の向上</p> <p>宮島口地区には多くの住民・事業者などが生活を営んでいることから、観光客の利便性向上はもちろんのこと、居心地の良い生活環境の整備に取り組みます。</p>
<p>III 良好な景観形成</p>	<p>整備方針 世界遺産・宮島の玄関口にふさわしい、宮島とのつながりを意識した景観形成</p> <p>宮島口地区に到着した瞬間から、世界遺産を彷彿させるなど、宮島観光に対する高揚感を醸成できる景観づくりを行います。具体的には、宮島とのつながりを意識した、うるおいと落ち着きのある、「和」をイメージしたデザインで統一します。</p>
<p>IV 賑わい創出</p>	<p>整備方針 県道厳島公園線や交通結節点からの観光動線の回遊性・滞留性の向上</p> <p>観光交流拠点として市域全体の活性化を目指しながら拠点機能を高めるためには、各事業者・市民などが連携した、新たな魅力づくりが必要であり、海辺の立地を有効に活かしつつ、地区内でのイベント開催や、他地域との広域的な観光連携など、様々な取組により、地区内の回遊性等を向上させ、従来の通過型から滞在型へと転換させていきます。</p>

3. 宮島口地区整備事業の整備イメージ

◇イメージパース(広島県提供資料に廿日市市追記)



※今後、内容が変更となる可能性があります。

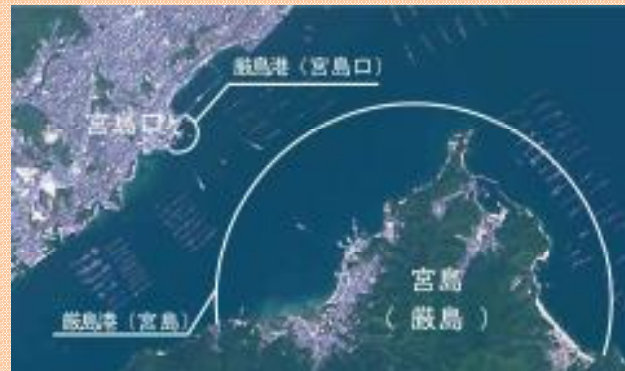
4. 宮島口地区整備事業の現状

◇航空写真(広島県提供 撮影日時:R7.10.10)

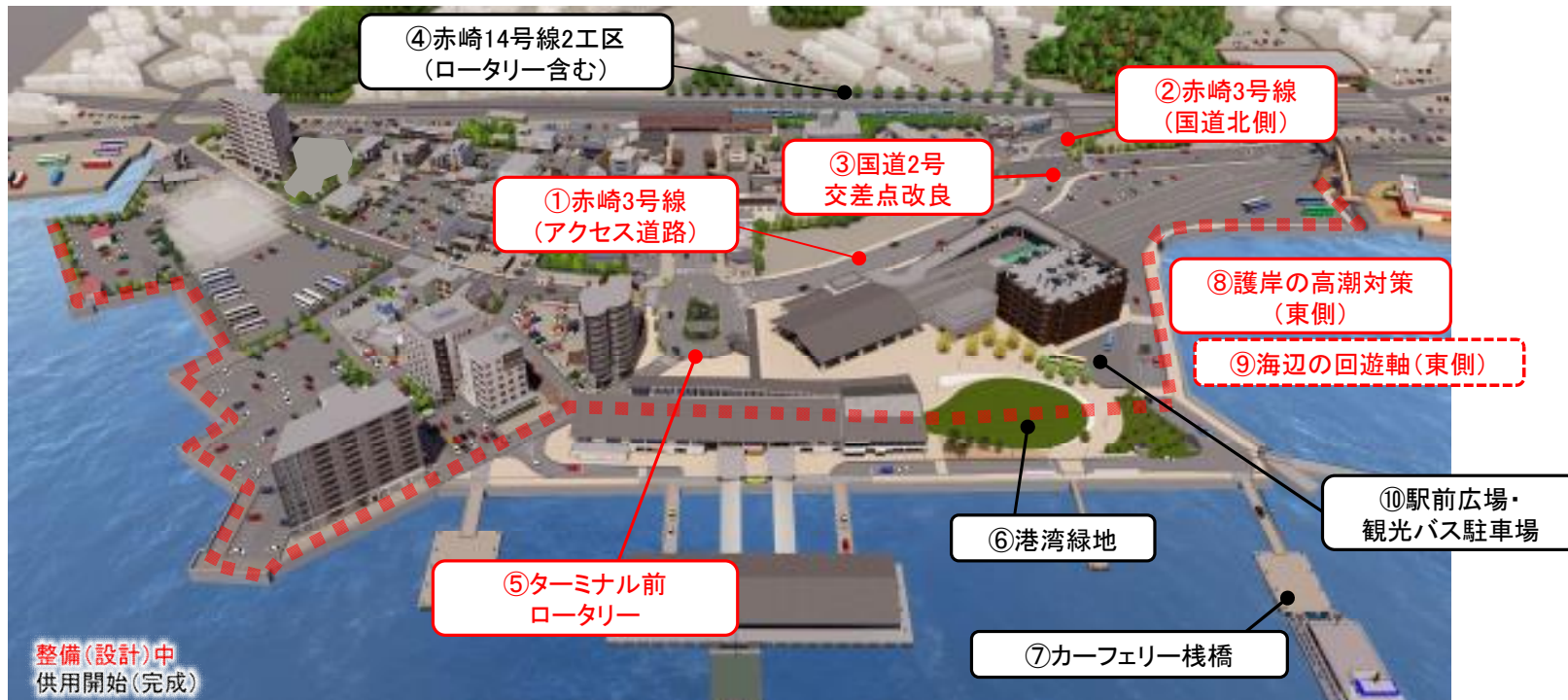
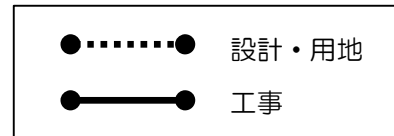
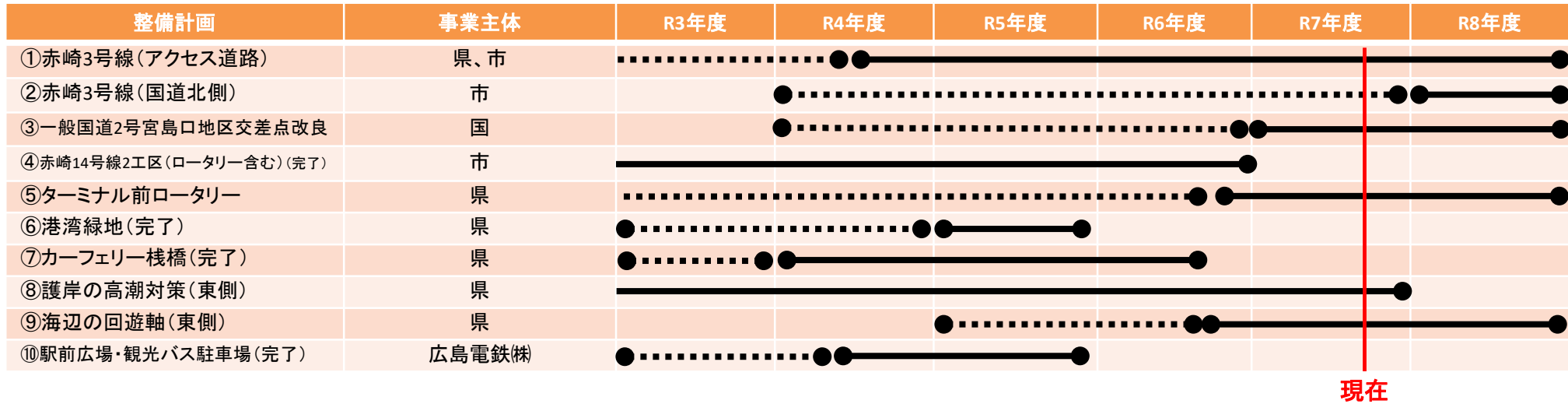


厳島港「ポート・オブ・ザ・イヤー2023」受賞
Itsukushima Port awarded
"Port of the Year 2023"

港湾の利活用や港に関する話題づくり、港湾・臨海部の活性化への寄与など、「みなとの元気」を高めた港湾として、日本港湾協会に2023年のポート・オブ・ザ・イヤーに選ばれました。



5. 基盤整備の主な取組 (短・中期)



整備(設計)中
供用開始(完成)

6. 基盤整備の主な取組 (⑤ターミナル前ロータリー)

◇ターミナル前ロータリー 整備イメージ【広島県においてR8年度工事開始予定】



6. 基盤整備の主な取組 (①赤崎3号線 (アクセス道路))

◇赤崎3号線(アクセス道路)【R7.4末 車道4車線化暫定供用開始】



◇赤崎3号線(アクセス道路) 整備イメージ



※画像はイメージです。実際とは異なる場合があります。

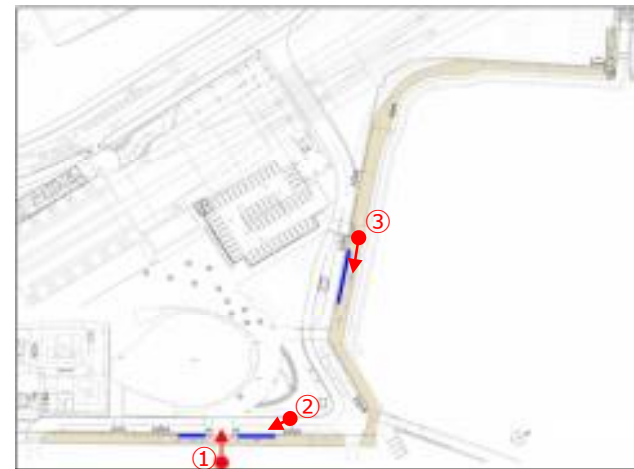
赤崎3号線 イメージ図

赤崎3号線 俯瞰イメージ図

6. 基盤整備の主な取組 (⑨海辺の回遊軸)

◇海辺の回遊軸の計画・整備 整備イメージ

宮島口旅客ターミナル東側にある鼓ヶ浜横断歩道橋から、西側の市営駐車場までの海辺の回遊軸については、地元や関係機関等と協議を行い、整備方針が整った場所から整備を行っていく。



※画像はイメージです。実際とは異なる場合があります。

6. 基盤整備の主な取組（鼓ヶ浜横断歩道橋）

◇鼓ヶ浜横断歩道橋の改築更新

鼓ヶ浜横断歩道橋は、地区内駐車場から宮島口旅客ターミナルへ向かう主要な動線の一つとして、多くの人に利用されている。また、当地区は廿日市市移動等円滑化基本構想（バリアフリー基本構想）の重点整備地区であることに加え、広電、国道2号、JRを横断しており関係団体との調整が必要であることなどから、宮島ポートレース企業団からの受託工事として、市が改築更新を行っている。



※画像はイメージです。実際とは異なる場合があります。

6. 基盤整備の主な取組 (③国道2号交差点改良)

◇一般国道2号宮島口地区交差点改良

当該交差点については、観光シーズンを中心に深刻な道路混雑が発生し、渋滞に伴う追突事故だけでなく、狭隘な歩道や無理な横断による歩行者との衝突事故も発生している。

R7.11.22撮影



現況



現況

宮島口交差点 広島市側の横断面 (①-①) [単位: m]



計画(案)



対策後



・歩道幅員の拡幅による歩行者・自転車利用者の安全性向上を図る
・付加車線を追加による交通処理能力の向上を図る

※出典：国土交通省 広島国道事務所

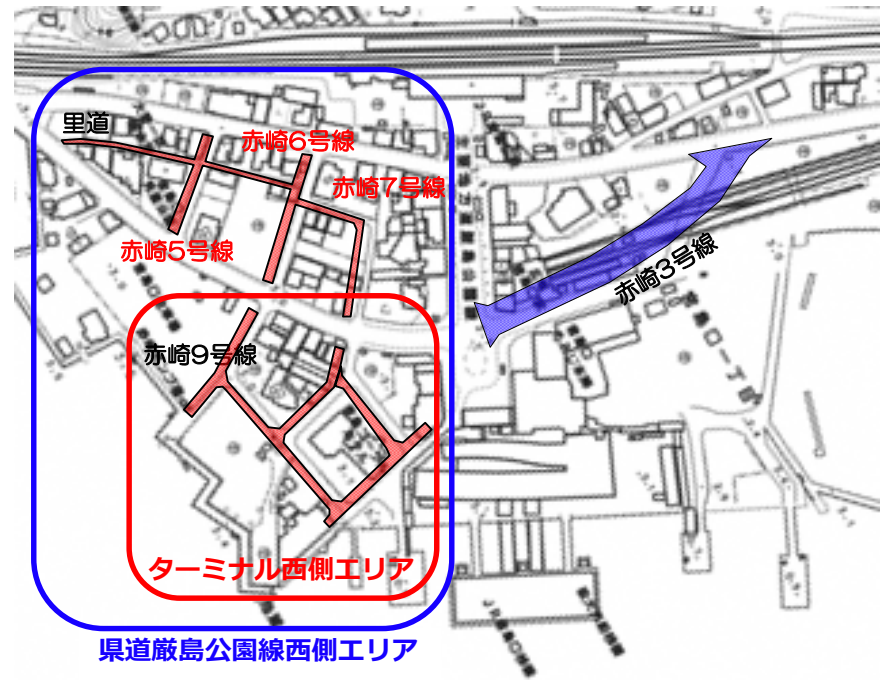
※今後、内容が変更となる可能性があります。10

6. 基盤整備の主な取組 (景観形成)

◇景観形成への主な取組

宮島口地区においては、「宮島口地区景観ガイドライン」(平成31年3月策定)の策定、及び「景観重点区域の指定(令和2年4月)／宮島口景観地区の都市計画決定(令和2年4月)」等を行い、「良好な景観形成」の推進に努めている。

①無電柱化



②舗装の美装化 (石畳風舗装)



③景観形成に向けた支援事業



7. 地元と連携した賑わいづくりと景観づくり

【宮島口の魅力向上に取り組む組織】



令和2年3月に宮島口商店会を母体とした「宮島口みらい協議会」が設立された。現在、協議会が作成した「宮島口憲章」に基づき、世界遺産「宮島」の玄関口である宮島口地区で、五感(見る・聞く・触る・味わう・匂う)で楽しむだけでなく、「宮島」の気配を”六感で愉しむまち”を目指している。

【活動コンセプト】

回遊性・滞在性のある

六感で愉しむそぞろあるくまちへ

併せて地区の価値を維持・向上させ次世代に伝え継ぐを目的に、「賑わいづくり」や「景観づくり」など、宮島口地区の「エリアマネジメントの推進」にも取り組んでいる。

賑わいづくり

～そぞろあるきマルシェ～

- ◎ 毎回1,000人程度の来訪者があるマルシェイベント。
- ◎ 昔から現代までのモノ・コトを体感できることを目指し、宮島口店舗と露店が連携しながら開催している。



景観づくり

～景観美化活動～

- ◎ 宮島口エリア全体を、「和」の美をコンセプトに統一的な風景をつくる活動を進めている。
- ◎ 緑をキーワードに、統一感あるプランターの店舗前への設置や植栽柵の整備などを行っている。



7. 地元と連携した賑わいづくりと景観づくり

宮島口しゃもじ広場を活用した活動



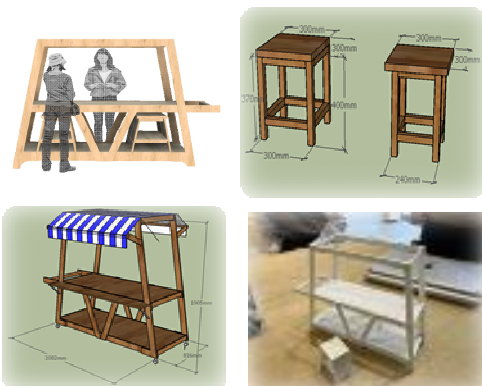
ラジオ体操&アクティビティ（毎月第3土曜日）



うみとそらとあそびドキ（企画イベント）

広島県立宮島工業高等学校との連携事業

<学生によるデザイン案>



宮島口のコンセプトに沿ったものを、、、

製作



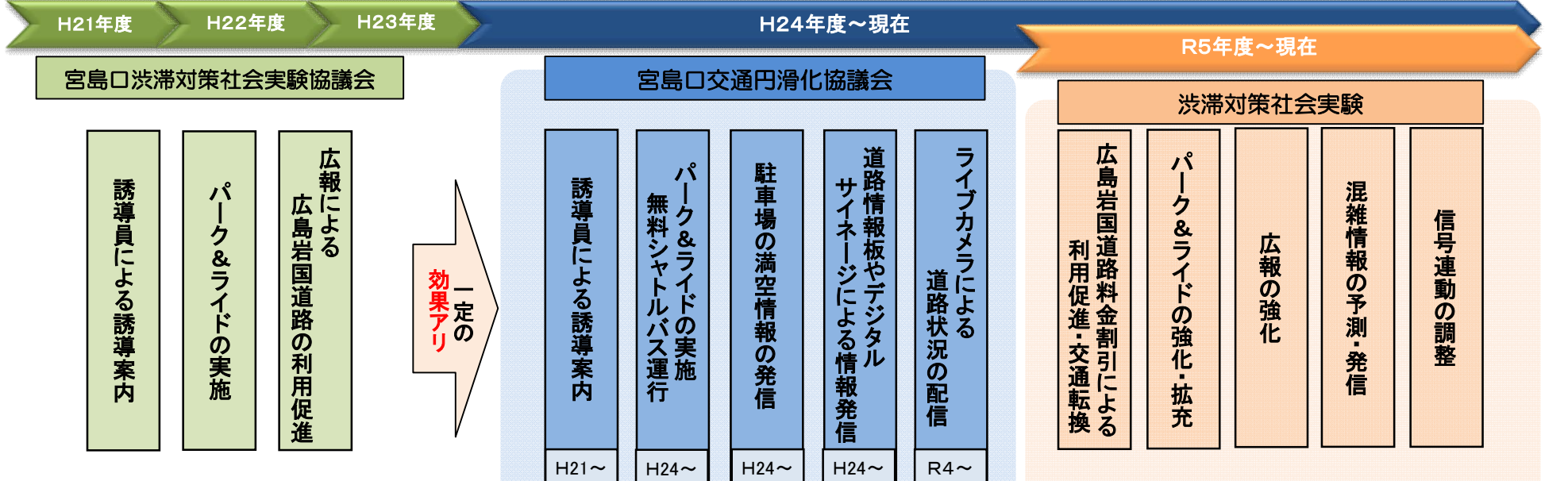
完成



- <POINT>
- ・脚部がキャスター仕様なので容易に移動が可能
 - ・テーブル・椅子はワゴンへ収納可能

8. 宮島口地区における渋滞対策について

国道2号をはじめとする宮島口周辺の混雑状況を把握し、最終的には道路交通等を円滑することを目的とし、宮島口渋滞対策社会実験協議会を経て、平成24年2月に宮島口交通円滑化協議会を設立。現在では様々な渋滞対策を実施している。



ライブカメラ



パーク＆ライド(P&R)



交通誘導(ターミナル前)



P&Rシャトルバス



駐車場満空情報



広島岩国道路料金割引横断幕



リアルタイム
道路情報



SNSを活用した広報

第2期宮島口地区まちづくり整備計画の 策定に向けて

ちょうどいい、みつけた。

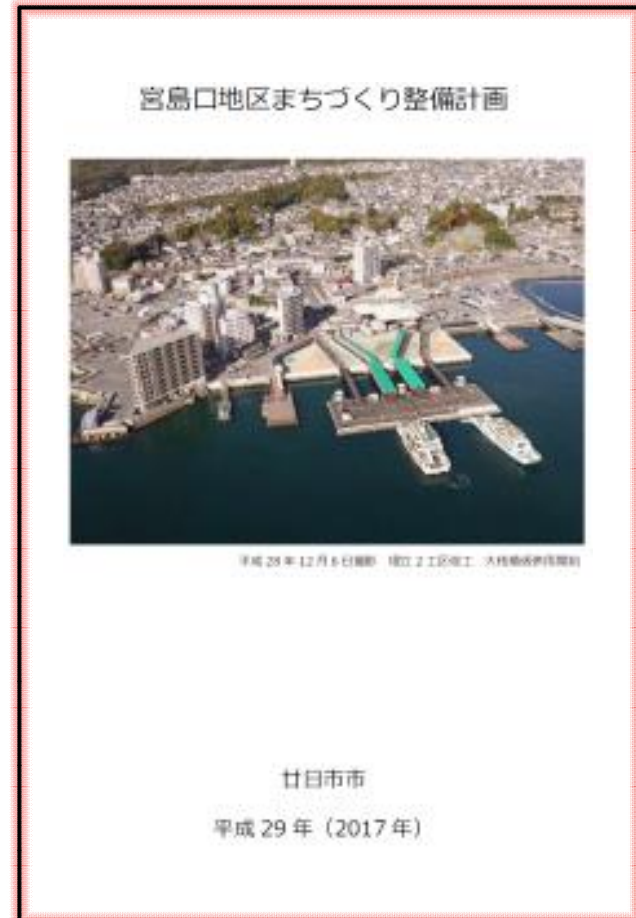
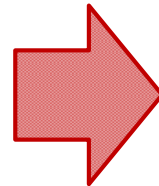
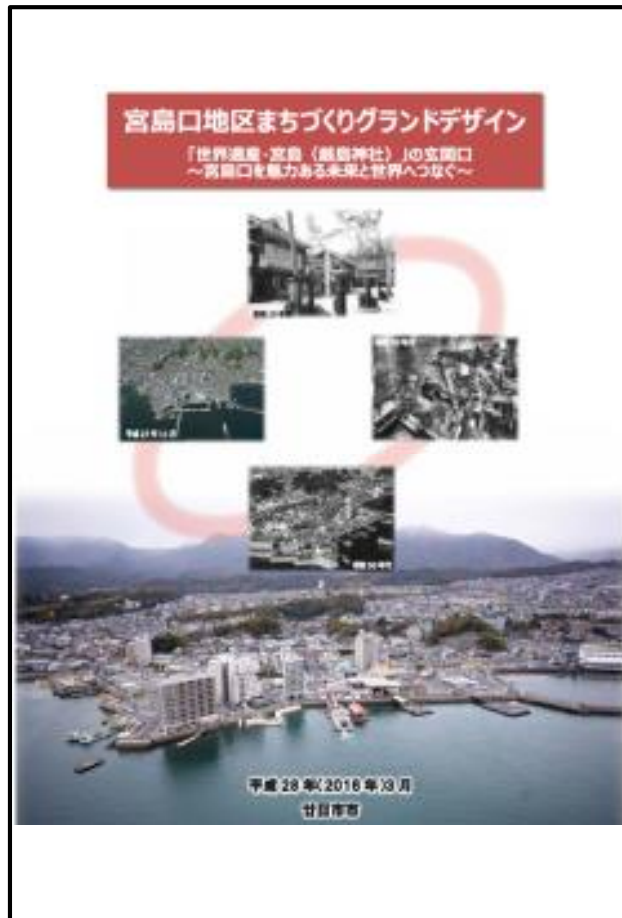
廿日市市

はつかいちし

1. (現行) 宮島口地区まちづくり整備計画

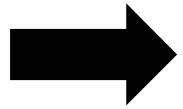
計画の目的

本計画は、平成28年に策定した「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」を具現化するために、観光交流拠点に発展させるオペレーションを示すとともに、施設の整備指標やスケジュールを示すことで、エリア全体で統一感をもち、関係各位が一丸となり協働のもと、まちづくりを推進していく。



2. 第2期宮島口地区まちづくり整備計画の策定に向けて

(現行)宮島口まちづくり整備計画
第1期整備計画期間：
平成29年度～令和8年度(10年間)

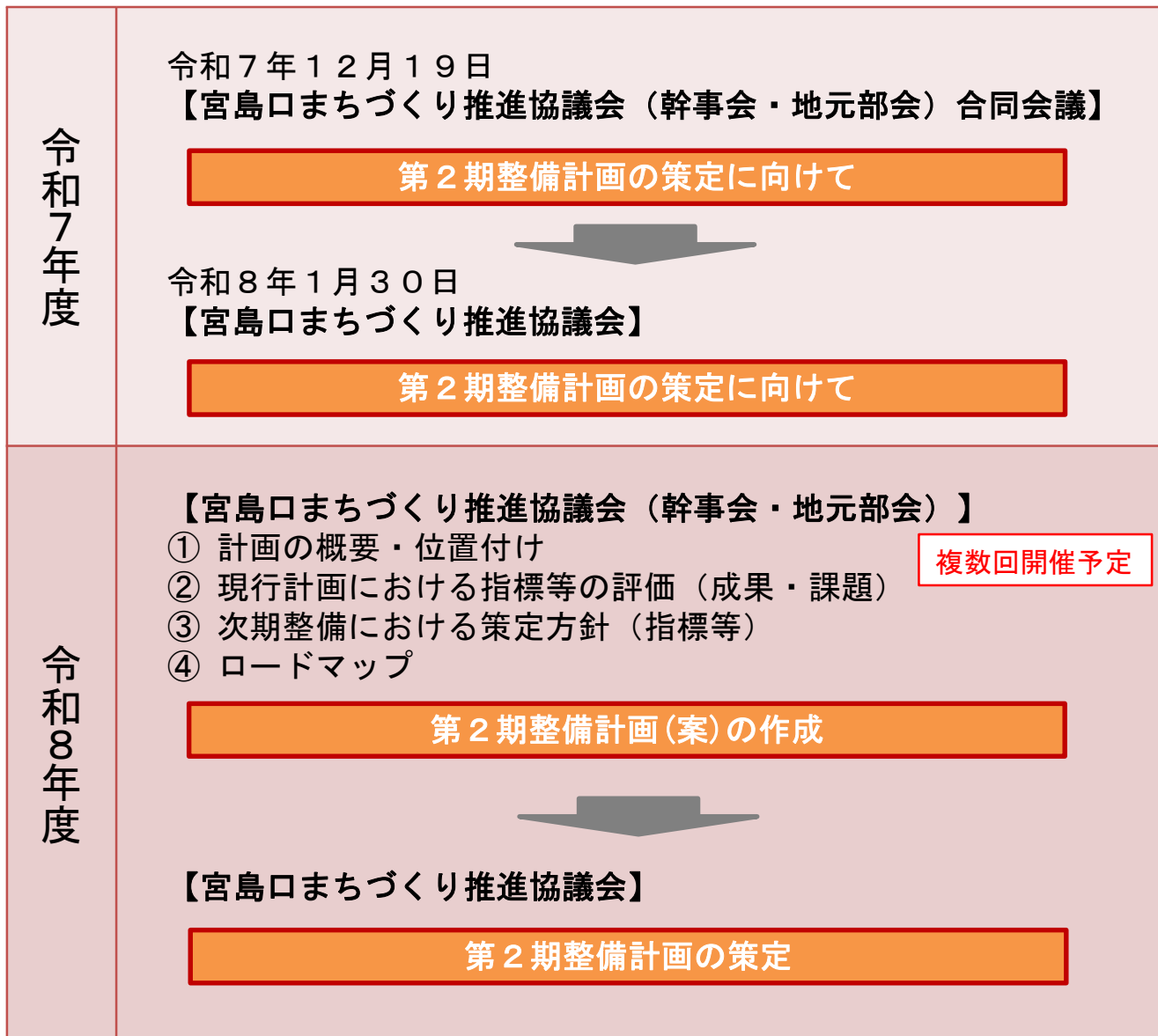


第2期宮島口まちづくり整備計画
第2期整備計画期間
令和9年度～令和18年度(10年間)



宮島口地区整備のイメージパース (広島県提供資料に廿日市市追記)

2. 第2期宮島口地区まちづくり整備計画の策定に向けて



J R 宮島口駅周辺整備基本構想の策定について

(1) J R 宮島口駅周辺整備作業部会の目的

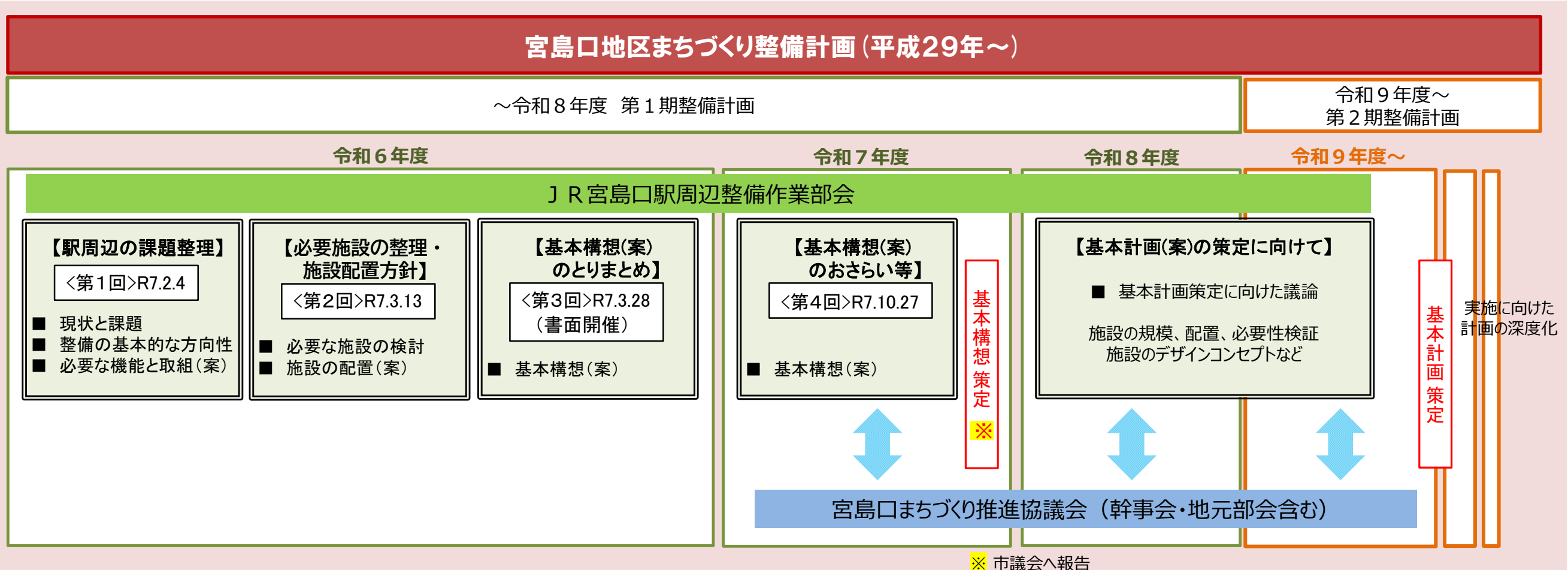
「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」に基づく、JR宮島口駅周辺整備に必要な事項を検討するため、宮島口まちづくり推進協議会に作業部会を設置した。

宮島口まちづくり推進協議会
説明資料
令和8年1月30日
建設部宮島口みなとまちづくり推進課

資料4

所属名	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部	国土交通省 中国地方整備局 建政部
一般社団法人はつかいち観光協会	国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所
宮島口みらい協議会	広島県 西部建設事務所廿日市支所
大野町商工会	廿日市市 産業部 観光課
大野第1区	廿日市市 産業部 産業振興課
大野第2区	廿日市市 建設部 宮島口みなとまちづくり推進課(事務局)

(2) J R 宮島口駅周辺整備検討の流れ



宮島口まちづくり推進協議会
説明資料
令和8年1月30日
建設部宮島口みなとまちづくり推進課

資料5

JR 宮島口駅周辺整備基本構想

令和7年12月

廿日市市

目次

1. 基本構想の概要	1
1-1. 基本構想の目的	1
1-2. 基本構想の対象範囲	1
1-3. JR 宮島口駅周辺地区の位置付け(上位計画)	2
2. 現状と課題	5
2-1. JR 宮島口駅周辺の特徴	5
2-2. JR 宮島口駅周辺の現状と課題	6
3. 整備方針	8
3-1. 整備の基本的な方向性	8
3-2. JR 宮島口駅周辺における必要な施設の検討	9
3-3. 施設配置(案)	12
4. 基本構想の推進に向けて	13

1. 基本構想の概要

1-1. 基本構想の目的

- 本市では、宮島口地区のまちの在り方やまちづくりの基本的な考え方である「宮島口地区まちづくりランドデザイン」（以下、ランドデザイン）を平成28年に策定するとともに、平成29年にはランドデザインを具現化するために、施設の整備指標やスケジュールを示した「宮島口地区まちづくり整備計画」を策定しています。
- ここでは、これらの計画において長期計画に位置づけられているJR宮島口駅周辺（自由通路・橋上化）整備を中心とした「駅前空間」の整備に向けて、整備方針や内容を具体化することを目的とするものです。

1-2. 基本構想の対象範囲

- 基本構想の対象としている範囲は、JR宮島口駅北口広場～JR宮島口駅～宮島口旅客ターミナルまでの「駅前空間」の範囲とします。

▼検討対象範囲

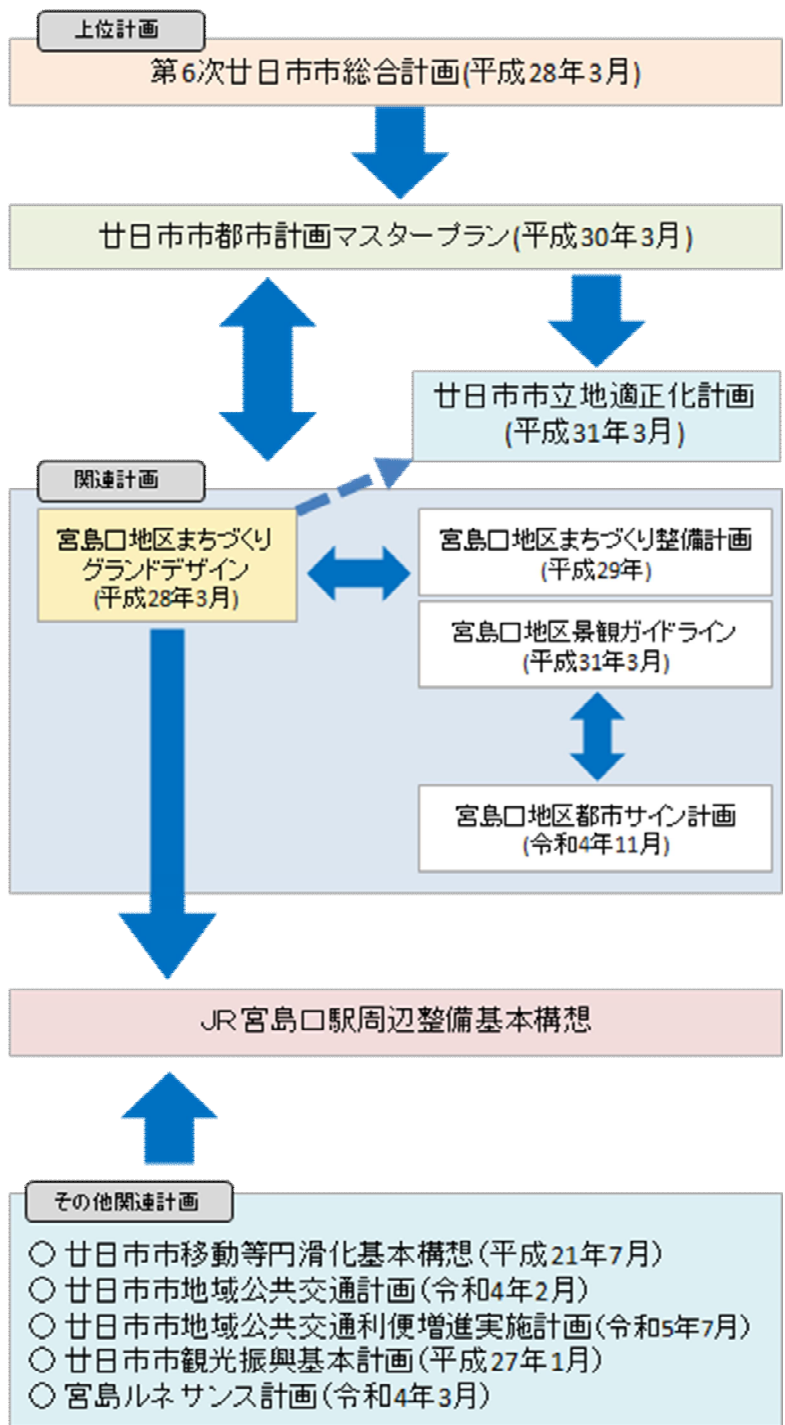


1. 基本構想の概要

1-3. JR 宮島口駅周辺地区の位置付け(上位計画)

- JR 宮島口駅周辺整備に関連する、廿日市市の上位計画及び関連計画の位置付けは下図の通りです。

▼上位計画及び関連計画の位置付け



1. 基本構想の概要

(1) 廿日市市都市計画マスタープラン

【都市づくりの目標】

- ・都市機能が集約配置された持続可能で活力あるまち
- ・誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまち
- ・多彩な資源を活かした人・ものが交流する活力あるまち

⇒市街地の性格等から区分した地域ごとに、課題と特性を踏まえた地域の目標像と施策の方針を定める

中部地域

【中部地域の整備の目標】

多くの人が行き交う魅力ある宮島の玄関口、
宮島・大野瀬戸を臨む快適な居住のまち

【整備の基本方向(抜粋)】

- ・宮島の玄関口にふさわしい魅力ある観光・交流拠点の形成
- ・災害に強いまちづくり
- ・高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり
- ・宮島からの眺望に配慮した秩序ある景観の形成

⇒宮島口地区は更に「重点整備地区」として位置付け、宮島口地区まちづくりランドデザインに基づいてまちづくりを進めていくこととしている

1. 基本構想の概要

(2)宮島口地区まちづくりグランドデザイン

【まちづくりの方針】

世界遺産・宮島との繋がりを意識した観光交流拠点としての地区の快適性と賑わいの両立

【施策の柱(整備方針)】

- ・宮島観光交通と通過交通の円滑な処理と快適な歩行者空間の形成
- ・観光振興と共存した地区内の快適性の向上
- ・世界遺産・宮島の玄関口にふさわしい、宮島とのつながりを意識した景観形成
- ・県道厳島公園線や交通結節点からの観光動線の回遊性・滞留性の向上



【JR宮島口駅の施策】

- ・JR宮島口駅の自由通路(橋上化)整備
- ・県道厳島公園線のJR宮島口駅自由通路と連絡したペDESTリアンデッキの整備等

【シンボル軸(駅～港)の施策】

- ・県道厳島公園線の歩行者優先化に向けた歩車空間の高質・美装化を図り景観形成
- ・賑わい創出に資する施設を整備・誘致

(3)宮島口地区まちづくり整備計画

【目指すまちの姿】

ヒト・モノ・文化(コト)が交流し陸と海が出会うまち 宮島口

【整備展開】

- ・JR宮島口駅自由通路(橋上化)整備およびペDESTリアンデッキ(横断歩道橋)整備を長期整備におけるまちづくり発展の軸としている

▼土地利用に関わるゾーニング図(宮島口地区まちづくりグランドデザイン)



2. 現状と課題

2-1. JR 宮島口駅周辺の特徴

- 宮島口地区は JR 宮島口駅、広電宮島口駅、宮島航路の棧橋等の交通施設や商店街が立地し、宮島の玄関口となっている。
- 宮島の来島者数は近年増加傾向にあり、令和 6 年は約 480 万人であった。JR 宮島口駅の令和 6 年度の乗車数は 1 日あたり約 4,500 人となっている。
- 県道厳島公園線沿いには、お土産物屋等が立ち並んでいる。
- JR 宮島口駅南側地区には約 1,000 人、北側地区には約 4,000 人が暮らしている。

▼検討対象範囲



航空写真：広島県撮影（令和 7 年 1 月 31 日）

2. 現状と課題

2-2. JR 宮島口駅周辺の現状と課題

- 関連計画や、JR 宮島口駅周辺の特性、JR 宮島口駅周辺整備作業部会での意見等を踏まえて、現状と課題を整理します。

▼現状と課題のまとめ(□…関連計画、●…作業部会での意見)

①快適な歩行者空間の形成
<ul style="list-style-type: none">□ 宮島へのアクセス手段として重要な公共交通である JR 宮島口駅の利用のしやすさ、バリアフリー等の移動のしやすさを確保するための改善が必要（都市計画マスタープラン）□ 駅横断地下道へのスロープの位置が悪く、スロープの勾配が急（移動円滑化基本構想）● JR 宮島口駅の橋上化は北側からのアクセス時間がかなり短縮される● 多くの利用者がいるので早く橋上化するべき● 橋上化に合わせてエスカレーターを設置するなど大きな荷物の方にも利用しやすくなるように検討すべき● JR 宮島口駅から宮島旅客ターミナルへ向かうペDESTリアンデッキにもエスカレーターを設置した方が良い● 県道厳島公園線から宮島口駅前交差点へ出る方向を廃止して一方通行にしても良い● 駅は大きい荷物の人もいるのでエレベーターは通常よりも大きくした方が良い
②地区内の快適性の向上
<ul style="list-style-type: none">□ JR の横断地下道は利便性・防災等の面で好ましくない（移動円滑化基本構想）● 県道厳島公園線を片側一車線とすると渋滞対策(車両の流入対策)になり、その分歩道を拡幅できると良い● 大きなキャリーバッグ等のためのコインロッカーの整備が必要● 商業等のスペースはどれくらい確保できるか。デッキ上か駅舎かなど位置も含めて検討が必要
③観光動線の回遊性・滞留性の向上
<ul style="list-style-type: none">□ JR と国道に挟まれたそれぞれの土地が分断されている（ランドデザイン）□ 主要な歩行経路となる JR 駅や駐車場～県道厳島公園線～宮島口旅客ターミナルを中心として、安全で分かりやすい道路空間や案内などが求められている（都市計画マスタープラン）□ 地区内の回遊性がない（ランドデザイン）● 周辺ホテルから宮島口旅客ターミナルへの動線となる国道 2 号の歩道は歩いて楽しいと思えるように整備した方がよい● 南北通路として線路北側エリアとも接続されるので、住民も楽しめる場所にしたい● 宮島口を宮島への通過点ではなく滞在できる楽しい場所にしたい● 宮島口エリアには宿泊する場所が少ない● 周辺のホテル宿泊者の食事ができる場所や買い物をする場所の充実が必要● 宮島口エリアには商店も少なく、観光バス駐車場周辺に商店も整備するなど買い物環境の整備が必要ではないか● 県道厳島公園線の歩行者空間は、ほこみち空間として必要となる電気設備や上下水道を整備してほしい
④宮島の玄関口としてふさわしい景観形成
<ul style="list-style-type: none">□ 商業、業務、宿泊、保養などの建物の老朽化や廃止に伴い、土地利用の変化が進んでいる（都市計画マスタープラン）□ まちに緑が少なく、うるおいの無いまちなみとなっている（ランドデザイン）● 交通結節機能として整備される広場やデッキ、自由通路は景観形成の重要なポイントになるのではないかと● 県道厳島公園線の歩道を拡幅できれば緑化にもつながり、イベントの開催なども考えられるのでは● ライトアップやモニュメントなど夕方からの景観づくり(地域の住民の散歩もできるような)● 拡幅される歩道とライトアップや緑化等を連動してエリアの目玉にしていきたい● 県道厳島公園線は店舗の出店の許可を取れるように道路指定(ほこみち)がされているので、これをふまえて道路の拡幅とセットでにぎわいづくりを進めたい

2. 現状と課題

▼ 駅周辺の利用実態からみた課題

国際的な観光地「宮島」の玄関口として相応しい景観が形成されていない

JR、国道2号があり、それらに挟まれたそれぞれの土地が分断している

主要な歩行経路となるJR宮島駅～宮島口旅客ターミナルを中心として、安全でわかりやすい歩行者空間が必要

JR宮島駅北口広場 (一般車乗降場)

JR山陽本線

JR宮島駅

国道2号

地下道のスロープの勾配が急。利便性、防災性等の面からも課題がある

宮島へのアクセス手段として重要な公共交通であるJR宮島駅の利用しやすさ、移動のしやすさの確保が必要

宮島口旅客ターミナル前の横断歩道は信号が無く、歩行者の数も多いため歩車ともに通行しにくい状況

国道2号の歩道が狭く、快適に楽しく歩けるようになっていない

まちに緑が少なく、うるおいの無い街並みとなっている

住民も楽しめる、滞在できる楽しい場所になっていない

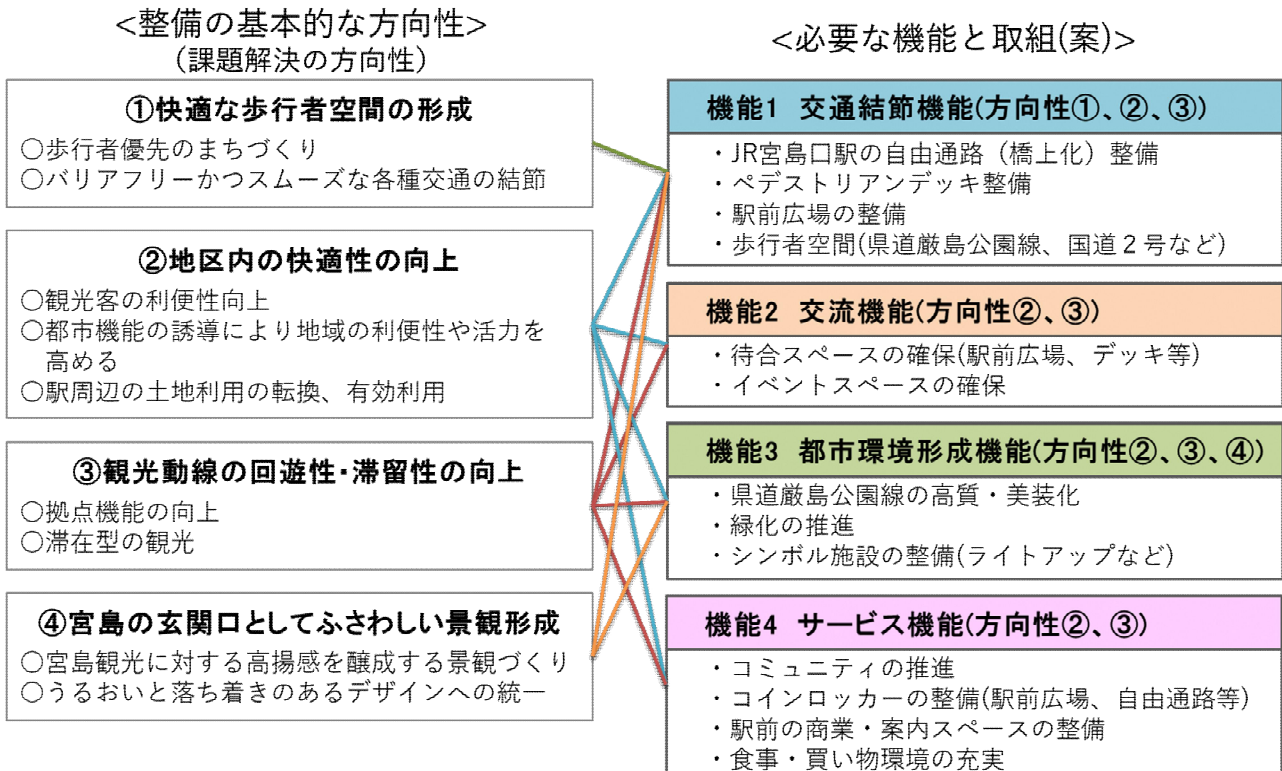
広電宮島駅

3. 整備方針

3-1. 整備の基本的な方向性

- 第2章までの内容を踏まえて、整備の基本的な方向性を整理します。

▼整備の基本的な方向性と必要な機能と取組（案）



3. 整備方針

3-2. JR 宮島口駅周辺における必要な施設の検討

- 現状の課題や整備の方向性を踏まえた JR 宮島口駅周辺に必要な施設を整理します。

(1) 交通結節機能

【必要施設】

施設	設置箇所(案)	検討事項等
南北自由通路	JR宮島口駅付近	ペDESTリアンデッキに接続
ペDESTリアンデッキ	JR宮島口駅南側～国道2号を横断	南北自由通路に接続、エスカレーター
駅前広場	JR宮島口駅前(南側)	バス、タクシー、ホテル送迎車など
歩行者空間	県道蔽島公園線、国道2号など周辺道路	快適な歩行者空間、緑化、イベントスペースとしても活用
交差点の交通円滑化	旅客ターミナル前ロータリー	信号設置や横断歩道橋など

【整備イメージ】



駅前広場 (例：JR 廿日市駅)



自由通路 (例：JR 廿日市駅)



画像出典：JR 西日本HP
https://www.westjr.co.jp/press/article/2024/04/page_25059.html

ペDESTリアンデッキ (例：JR 広島駅)

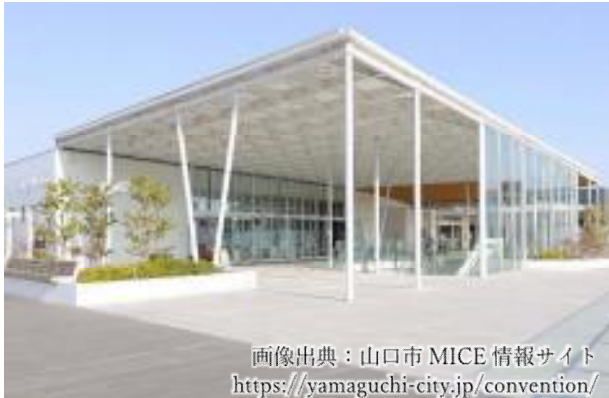
3. 整備方針

(2) 交流機能

【必要施設】

施設	設置箇所(案)	検討事項等
待合・イベント空間	主にデッキや県道蔽島公園線歩道など	

【整備イメージ】



観光交流スペース・屋外イベント広場
(例：新山口駅北口駅前広場)

(3) 都市環境形成機能

【必要施設】

施設	設置箇所(案)	検討事項等
歩道の高質・美装化	県道蔽島公園線・ペDESTリアンデッキなど	歩道等の緑化、 夕方以降のライトアップ等

【整備イメージ】



緑化の推進 (例：宮島口しゃもじ広場)



歩道整備 (例：JR 大阪駅)

3. 整備方針

(4) サービス機能

【必要施設】

施設	設置箇所(案)	検討事項等
コインロッカー	駅舎、南北自由通路・ペDESTリアンデッキ、駅前広場等	大型キャリーバッグ等の一時預かり
駅前の商業・案内スペース	駅舎、南北自由通路・ペDESTリアンデッキ、駅前広場等	
食事・買い物環境	駅周辺エリア	

【整備イメージ】



駅前のパブリックトイレ・テラス
(例：岡山県真庭市 久世駅)



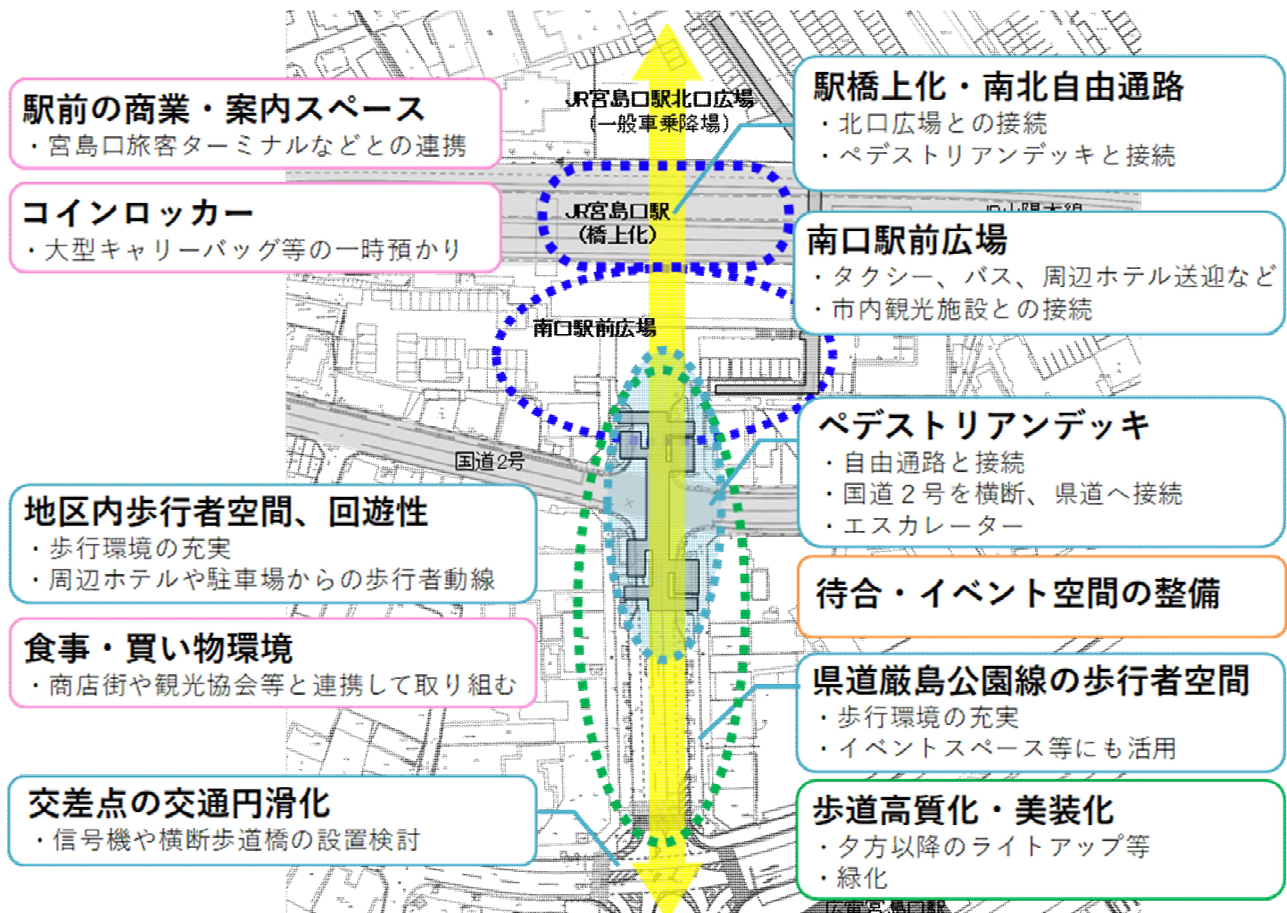
商業・イートインのある観光案内所
(例：滋賀県大津市 大津駅)

3. 整備方針

3-3. 施設配置(案)

- 必要な機能を導入するための施設配置のゾーニング(案)を整理します。なお、各施設の詳細な配置や規模、幅員、形状やデザイン等については今後基本計画の策定に向けて検討を行います。

▼必要な施設配置のゾーニング(案)



4. 基本構想の推進に向けて

- 基本構想は、本整備の土台となるものであり、今後、基本構想を踏まえて基本計画や基本設計、実施設計等整備に向けた具体的な計画や諸手続など、議論の深度化を図ります。
- 次期宮島口地区まちづくり整備計画と連携しながら事業化に向けた検討を着実に進めます。

宮島口まちづくり推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、「宮島口まちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、廿日市市がとりまとめた「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」(以下「グランドデザイン」と呼ぶ)を実現するための調整及び検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、廿日市市が設置する。

- 2 協議会は、別紙1に掲げる者を会員とする。
- 3 協議会は、協議会の担当する事務を専門的に検討させるため、幹事会・地元部会を設けるものとする。
- 4 協議会は、「グランドデザイン」に基づく、その他必要な事項を検討させるため、作業部会を設けるものとする。

(会長)

第4条 協議会には会長1名を置き、会長は、廿日市市長とする。

- 2 会長は、議事その他の会務を総理し、協議会を代表する。

(副会長)

第5条 協議会には副会長1名を置き、副会長は、廿日市市副市長とする。

- 2 副会長は、会長に事故等やむを得ない理由があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理のものの出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 協議会の開催は、文書による照会をもってこれに代えることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会・地元部会)

第7条 幹事会は、別紙2に掲げる者によって構成するものとする。

2 地元部会は、別紙3に掲げる者によって構成するものとする。

3 幹事会には会長を置き、会長は、廿日市市建設部長の職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第8条 作業部会は、本会則とは別に会則を設けることとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、廿日市市に事務局を置く。

2 協議会での資料等の作成に当たっては、必要に応じて別紙3に掲げるオブザーバーに対して意見を聴くことができる。

(その他)

第10条 この会則に定めるほか、この協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成25年3月21日から施行する。

この会則は、平成26年10月15日から施行する。

この会則は、平成27年11月20日から施行する。

この会則は、平成28年2月8日から施行する。

この会則は、平成28年3月29日から施行する。

この会則は、平成28年11月1日から施行する。

この会則は、平成29年4月3日から施行する。

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

この会則は、令和元年11月3日から施行する。

この会則は、令和4年10月7日から施行する。

この会則は、令和7年1月31日から施行する。

この会則は、令和8年1月30日から施行する。

【協議会会員】

所 属 名	役職名
事業者	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部広島支社	理事副本部長 広島支社長
J R 西日本宮島フェリー株式会社	代表取締役社長
広島電鉄株式会社	代表取締役社長
宮島松大汽船株式会社	代表取締役社長
広電建設株式会社	代表取締役社長
宮島ボートレース企業団	企業長補佐
地元関係者	
一般社団法人はつかいち観光協会	会 長
一般社団法人宮島観光協会	会 長
宮島口商店会	会 長
大野町商工会	会 長
大野第 1 区	区 長
大野第 2 区	区 長
大野町漁業協同組合	組 合 長
大野漁業協同組合	組 合 長
浜毛保漁業協同組合	組 合 長
行政機関	
国土交通省 中国地方整備局 建政部	都市調整官
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所	所 長
広島県 土木建築局	土木整備担当部長
広島県 土木建築局	空港港湾担当部長
広島県 土木建築局	建築技術担当部長
広島県 西部建設事務所廿日市支所	支 所 長
広島県 廿日市警察署	署 長
廿日市市	市 長
廿日市市	副 市 長

総数 24 名

【幹事会会員】

所 属 名	役職名
事業者	
西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 広島支社 経営企画部（P J推進室）	課 長
J R西日本宮島フェリー株式会社	総合企画部長
広島電鉄株式会社 地域共創本部 地域共創事業部	部 長
宮島松大汽船株式会社	専務取締役
広電建設株式会社 etto 管理事務所	部 長
宮島ボートレース企業団	次 長
行政機関	
国土交通省 中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課 長
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 計画課	課 長
国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所 交通対策課	課 長
広島県 土木建築局 道路企画課	課 長
広島県 土木建築局 都市計画課	課 長
広島県 土木建築局 営繕課	課 長
広島県 土木建築局 港湾漁港整備課	課 長
広島県 西部建設事務所廿日市支所 管理用地課	課 長
広島県 西部建設事務所廿日市支所 工務課	課 長
広島県 廿日市警察署 交通課	課 長
廿日市市 建設部	部 長
廿日市市 建設部	都市建築担当部長
廿日市市 総務部 総務課	課 長
廿日市市 経営企画部 経営政策課	課 長
廿日市市 地域振興部 地域振興課	課 長
廿日市市 大野支所	地域づくり担当課長
廿日市市 宮島支所	地域づくり担当課長
廿日市市 産業部 産業振興課	課 長
廿日市市 産業部 観光課	課 長
廿日市市 産業部 農林水産課	課 長
廿日市市 教育部 生涯学習課	課 長
廿日市市 建設部 都市計画課	課 長
廿日市市 建設部 維持管理課	課 長
廿日市市 建設部 建設総務課	課 長
廿日市市 建設部 宮島口みなとまちづくり推進課	課 長

総数 31名

【地元部会員】

地元関係者	
一般社団法人はつかいち観光協会	会 長
一般社団法人宮島観光協会	会 長
宮島口商店会	会 長
大野町商工会	会 長
大野第1区	区 長
大野第2区	区 長
大野町漁業協同組合	組 合 長
大野漁業協同組合	組 合 長
浜毛保漁業協同組合	組 合 長

総数9名

【オブザーバー】

所 属 ・ 職 名	氏 名
大阪公立大学観光産業戦略研究所所長	橋 爪 紳 也
広島工業大学工学部環境土木工学科准教授	今 川 朱 美
広島修道大学国際コミュニティ学部教授	三 浦 浩 之

総数3名